

【司会（松原）】

次に、韓国の権鐘浩先生から、韓国の監査制度というテーマで御報告を頂きます。  
それでは権先生、よろしくお願いいたします。

「韓国の監査制度」

報告者：建国大学校法科専門大学院教授 権 鐘浩

コメント：京都大学大学院法学研究科教授 北村 雅史

【権】 ただいま御紹介にあずかりました権鐘浩でございます。建国大学で商法を教えております。

こんなにすばらしいセミナーで、韓国の監査制度につき御報告する機会を頂き、誠にありがとうございます。御報告方法でございますが、最初は日本語で御報告することを考えなかったわけではございませんが、韓国の監査制度につきまして正しく説明するためには、下手な日本語よりは、私が韓国語で御報告をして、それを通訳の方が望ましいと思いました。それで、大変恐縮ではございますが、これから韓国語で申し上げます。よろしくお願いいたします。

要約した韓国の監査制度について申し上げます。韓国の監査制度は、基本的に日本の監査制度と似ている点が非常に多くあります。しかし、最近、監査制度に関して度重なる改正が行われました。その結果、日本とは非常に異なった制度になりました。

まず、監査機構の種類についてお話をしたいと思います。韓国の監査機構には監査役、常勤監査役、そして監査委員会、この三つの種類があります。そして、企業の規模、また上場会社か非上場会社なのかによりまして設置すべき監査機構は異なります。参考までに申し上げ

げますと、資本金10億ウォンを基準といたしまして、10億ウォン未満の小規模の会社の場合には、監査機構を設置するのは基本的には、その会社の選択に任されています。そして、小規模の会社の場合には、監査役を設けなくても構いません。ですけれども、資本金が10億ウォン以上の会社の場合には、必ず監査機構を設置しなければなりません。ですが、どのような場合に監査機構を設けるのかということにつきましては、会社の規模と、上場会社なのか非上場会社なのかによりまして異なります。

まず、非上場会社又は資産総額が1,000億ウォン未満の上場会社の場合につきましては、監査役と監査委員会のうち一つを選択することができます。そして、資産総額が1,000億ウォン以上2兆ウォン未満の上場会社の場合には、常勤監査役と監査委員会のうち一つを選択することができます。また、2兆ウォンを超える大規模な上場会社の場合には、必ず監査委員会を設置しなければなりません。

監査制度の変遷について申し上げたいと思います。レジュメをご覧くださいればお分かりのとおり、韓国の監査制度は、企業の不祥事があるたびに監査制度を改正してまいりました。また、監査制度が機能していないという点におきまして、日本と余り違いがありません。

ごらんいただきますと、日本と韓国が決定的に監査制度において異なる時点というのは1997年、いわゆる通貨危機以降、韓国は監査委員会制度を導入しました。日本は監査役制度を導入しまして、別々の道を歩むようになりました。具体的な内容につきましては割愛させていただきます。

幾つか申し上げたいと思います。日本と異なる点は、監査制度に関しましては商法に規定されておりますが、上場会社に関しましては旧証券取引法で特例を設けておりました。その結果、監査制度は上場会社につきましては商業取引法が、非上場会社につきましては商法がそれぞれ規定をするというシステムになっていました。

韓国におきましても日本の金融商品取引法と似たような法律がありまして、それが資本市場法というんですけれども、それが2009年から施行されました。それによりまして証券取引法が廃止され、証券取引法で定めておりました上場会社の特例事項が商法の方に移行されました。それによりまして、今現在は、監査制度につきましては商法で一元化されています。その結果、証券取引法で規定しておりました監査制度と商法で規定している監査制度が整合性を欠くなど、立法上に様々な不備がございます。それで、韓国におきまして監査制度は、法理論的には説明がうまくつかない、そのような制度になってしまいました。

それでは、韓国の複雑な監査制度の中で、まず監査役制度につきましてお話をしたいと思います。レジュメの2ページをご覧ください。

レジュメをご覧くださいますと、監査役は日本と同様、業務監査と会計監査を行うのを主たる職務とする株式会社の必要的常設機関です。韓国の今現在の監査役の地位というのは、日本の会社法が制定されます商法特例法上の中会社である株式会社の監査役と類似の地位を有していると理解していただければ結構です。

監査役の選任と関連しましては、世界では見ることができない韓国独特の制度があります。監査役は株主総会の普通決議により選任しますが、このとき3%を超過して持っている議決

権につきましては認めません。ですから、議決権にキャップをかぶせています。ですが、面白いことは、選任の場合には3%議決権の制限というものがございしますが、解任に関してはこのような制限が設けられていません。したがって、日本と同様、韓国の場合にも、取締役や監査役を解任するときには株主総会の決議が必要です。また、正当な理由なしに解任した場合には損害を賠償しなければなりませんので、取締役の選任の際には議決権を行使しますけれども、解任のときには行使しないということで、非常につじつまが合いません。

また、監査役の数につきましては商法上、制限がありません。ですから、基本的に韓国の監査制度に関する商法の規定というのは、いわゆる独任制を前提といたしまして規定を行っています。

それ以外に監査役が持っている権限ですとか義務、また監査役が会社に対して負う責任、また第三者に対する責任というのは日本とそれほど違いはございません。また、監査役の責任を免除する場合にも総株主の同意が必要であるということにつきましても、日本と同様です。

それでは、レジュメの3ページをご覧くださいと思います。

非上場会社におきまして、監査委員会制度について申し上げたいと思います。非上場会社の監査委員会制度につきましては、従来は商法で規定をしておりました。参考までに申し上げますと、上場会社の監査委員会の制度につきましては、従来は証券取引法で規定をしておりました。非上場会社の監査委員会につきましては、商法で規定をしておりました。また、資格要件などにつきましても、商法上の要件と証券取引法上の資格要件は異なっていました。

それを前提に今申し上げるのは、昔もあり、今も商法に現存している上場会社でない会社が、任意で監査委員会を設置した場合に適用される規定です。監査委員会を設置するか否かにつきましては、会社の選択に任されています。ただし、監査委員会を設置する場合には監査役を置くことはできません。また、監査委員は3名以上で構成されなければなりません。監査委員の3分の2以上は、必ず社外の監査役でなければなりません。ですが、具体的に申し上げますと、非上場会社の監査委員のうち社外取締役と言われる人は、厳格に申しますと、社外取締役でないにもかかわらず資格が少し強化された人というふうにみなすのが正しいです。2009年に商法が改正されて、そこでいう監査委員会の社外取締役は、非常に厳格な社外取締役であるということを念頭に置いてください。

また、監査委員の場合には、選任及び解任につきましては取締役会において行われます。これは何を意味しているかと言いますと、監査委員というのは、資格は、いったん株主総会で取締役として選任された後、取締役会で監査委員として選任されるということです。これは何かと言いますと、取締役を選任する機関と監査委員を選任する機関が分離されているという点です。ですから、監査委員会の場合には、まず監査委員になる方は取締役として選任されますので、取締役を選任する際には議決権の制限がありません。監査委員は取締役の中で取締役会を通して選任されますので、監査委員を取締役委員会で決定するときにも制限がありません。ですから、非上場会社の場合、監査委員会を設置しますと、大株主の議決制限なしに監査委員を選任することができるという、そういったメリットがあります。韓国の監

査査委員会は、取締役会内の一つとして位置づけられています。したがって、取締役会内の委員会の一つとしてみなしますので、基本的に監査委員会において決議した内容は、取締役会において覆すことが可能でありました。ですが、2009年の商法の改正によりまして、監査委員会で決議された内容につきましては、取締役会が覆すことができないように法が改正されました。

また、監査委員会の義務と権限につきましては、監査役の権限がそのまま準用されています。また、監査委員の責任に関しましても、監査委員会の責任は監査役の規定が準用されています。ですが、ここにつきましては韓国の学説上、非常に批判があります。なぜかと言いますと、監査委員は監査委員であると同時に取締役です。ですから、監査委員につきましては、取締役として責任を問うのがいろいろな面において合理的であるというような意見が提起されています。具体的な内容につきましては、そのような主張をする根拠の一つは、韓国の監査は日本と違っていて監査役の制度がありません。ですから、監査委員会の場合には取締役会内の委員会の一つとしてみなしますので、監査委員会におきましては、例えば3人の監査委員のうち1人が反対をしたとしても、多数決で意見を一つに統一しなければなりません。このとき、反対した監査委員の責任問題というのは取締役会の規定を準用するのが望ましいということで、韓国におきましては監査委員会の責任につきましては監査委員としての責任ではなく、取締役としての責任を問うのが望ましいというような見解が有力です。

それでは、続きまして、上場会社の特例についてお話をしたいと思います。

上場会社の特例基準というのは、これまでの証券取引法で規定されていた内容が、2009年、昨年、商法に移る段階でそのまま残りまして、これまでの制度と整合性において不備が起こると非常に複雑な問題が起こっております。

それでは、まず、4ページをご覧ください。

常勤監査役と監査委員会の選択という項目があります。これはどういうことかと申し上げますと、冒頭でも申し上げたように、資産総額が1,000億ウォン以上の、そしてまた2兆ウォン未満の会社の場合、監査役は常勤監査役を置くか、あるいは監査委員会を置かなければならないということです。韓国の場合、監査役、これまで常勤ではなく非常勤で置く会社が多かったため、上場会社で中堅規模の場合には必ず常勤の監査役を置かなければならない、あるいは監査委員会を設置しなければならない、そのような選択制にしたわけです。これは反対に申し上げますと、一般の会社の場合には監査役は非常勤でも構わないということになります。これは、それだけ韓国における監査役の位置が低いということでもあります。

そして、また常勤監査役といった場合には、一般的には社内監査を念頭に置いたものがあります。会社の内部事情について非常に詳しい人が監査役を担当する、それを一般的に常勤監査役というふうに認識しているわけですが、韓国の場合、常勤監査役の資格はむしろ社外取締役に近い役割、資格を要求しております。これはつまり、韓国は監査におきましては社内の事情よりは独立性、又は社会性ということを非常に強調する法制度を施行している、その方向に進んでいるということです。

そして、また、もう一つ、大規模な上場会社の監査委員会の場合です。ここで大規模上場

会社と申し上げますのは、資産総額で2兆ウォン以上の上場会社のことです。そして、また、韓国の場合、大規模上場会社の対象となるのは財閥グループである場合が多いのです。これは、また、逆に言いますと、財閥に対する規制であるというふうにお考えになってもよいかなと思います。

こちらで見えていきますと、2009年度に商法が改正されたときに、大規模上場会社の場合には、監査委員を選任・解任する場合には、すべて株主総会において行われなければならないということが決まりました。先ほど申し上げましたように、いわゆる一般の会社の場合には、監査委員というのは株主総会で、まず取締役を選任され、そして取締役の中から取締役会で監査委員が選任されたわけですが、その結果、大株主の議決権が制限されるというような問題が出ました。そこで、大規模な上場会社の場合には、韓国経済に与える影響力などを考慮いたしまして、監査委員ではありますが、株主総会において選任をすることが望ましいと。株主総会でまず取締役に選任し、そして同じ株主総会の中でそれを監査委員に選任する、そして議決権の3%制限を置くということを決めました。

レジュメの4ページご覧になりますと、2の(1)のところ、非常に複雑なやり方になっています。選任の方法、そしてまた社外取締役の場合、社内取締役の場合、その選任、そしてまた解任の方法などについて明文化されていないために、様々な解釈が可能となっております。私もこの原稿を準備する際に、それらを参考にいたしました。論理的に到底説明できないような規定がありまして、私自ら原稿を書きながらも、これでいいのかと気になる部分がございます。ですから、この部分についてはひとまずこれだけ申し上げまして、監査委員の専門性と中立性の強化のために、(2)の部分ですが、監査委員のうち1人以上は会計あるいは財務専門家でなければならないという規定を設けております。

そして、参考までに申し上げますと、最近、韓国におきましても内部統制システムというものが大変に重要視されるようになりました。特に順法、コンプライアンスの監視ですね。それが大変に重要視されるようになりまして、そのようなコンプライアンス監視員に対する監査というものも監査委員が行いますので、そのために監査委員の中にも法律の専門家を含まなければならないということです。そのような主張も起きております。私は、個人的には、特に金融機関の場合には、法律の専門家も絶対に必要であるというふうと考えております。

そして、また、レジュメの4ページ、その下の方の3にあります、上場会社における大株主の議決権の制限というところがございますが、冒頭で申し上げましたように、非上場会社の場合に、監査役の選任の際にのみ大株主の議決権の制限というものがありません。このときの議決権の制限というものも、筆頭株主であるかどうかを問わず、株主1人を基準として判断をしていたわけですが、上場会社の場合には監査役だけではなく、社外取締役でない監査委員を選任する場合のみならず、解任の際にも議決権の制限があります。そして、このとき筆頭株主だけを対象として、その特殊関係にある人々、グループなどを含めて、それらの全体の3%というふうに判断するという論理的な説明の難しい、そのような規定がございます。

ここで私が申し上げたいのは、社外取締役の監査委員の場合、その選任や解任に当たって

は大株主の議決権の制限がありません。これは、社外取締役である場合には、大株主の影響力というものがないというふうに見ているからだと思われま

そして、また、5ページをご覧ください。現在の韓国の、上場会社の監査制度の現状に関する表が出ております。これらの統計を見ますと、2000年度に韓国の上場会社の数というのは685社でした。最初の一番上の図の、総合計のところの数字です。日本に比べると大変少なかったということがあります。この中で監査役を置いているのが599社、87.4%でした。そして、監査委員会を置いていたのが86社、12.6%でした。しかし、これが、表の2を見ていただくと分かるんですけども、この監査委員会のある86社のうちで、2000年度のところで、資産規模が2兆ウォン以上であって義務的に設置をしなければならない会社と、そしてまた監査委員会を置く義務はないけれども自発的に設置している会社、この数字を見ますと義務会社が70、そして自発的な会社は16社にすぎなかったわけです。しかし、これが2008年の数字になりますと、義務的設置会社は107社で、これは韓国の経済がそれだけよくなったということですね、数は増えています。しかし、自発的な設置会社の方でも82社に増加している。こちらの方は、数の上では監査委員会という制度が韓国の会社の中で着実に定着していると、そのように見えるかもしれませんが、しかし、ここで義務的設置会社の方では、会社の意思と関係なしに設置されるわけですので、それを除いてしまいますと、自発的に監査委員会を選んで設置した82社というのは、自らの理由で好んで設置したわけですが、その理由というのは基本的に大株主の議決権が制限されないということで、むしろ大株主の立場で見れば、監査役を置いて議決権が制限されるよりは、監査委員会を設置して議決権の制限を受けることなく、自らが好む監査委員の候補者を選任させていく方法をとった方が、むしろより大きな監査委員会を選んだ理由ではないかと思えます。

私が個人的に応援する監査委員でありますとか、監査役の話をお聞きすると、監査役よりも監査委員の方がより機能を失っていると。監査役と監査委員のうちで、機能していないのはむしろ監査委員の方であると、そのような話をよく聞きます。

時間が来たようですので、これで終わりたいと思います。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

それでは、今の権鐘浩先生の御報告に対するコメントを、京都大学大学院法学研究科の北村雅史教授から頂きたいと思えます。それでは北村先生、お願いいたします。

【北村】 京都大学の北村でございます。権先生、大変明快で示唆に富む御報告を頂き、誠にありがとうございました。

御報告では、韓国法には日本法との共通点が多いという中で、どういう点が違うかということが、かなり明らかにされておりました。時間の関係で、それらの点のうち、私が特に興味を持ちました3点についてコメントをさせていただきます。

第一に、最後に表で御説明されました、監査委員会設置会社の数及び割合についてコメントします。

韓国では、上場会社のうち、監査委員会を選択する会社の割合も数も増えているということでした。特に注目すべきは、自発的に委員会を設置するという会社が増加しているということです。その実状については、権先生が若干最後に述べられましたけど、現象としては委員会設置会社が増えているということです。

日本でこれと比較できる現象としては、委員会設置会社がどれくらいあるかということになります。委員会設置会社は、日本では2002年の改正で導入されました。日本の特に公開会社は、監査役（会）設置会社と委員会設置会社、どちらを選択しても構わないことになっております。現在は上場会社、3,800以上ありますけれども、そのうち委員会設置会社を選択しているのは70社未満と、約2%と言われております。特に、いったん委員会設置会社になったのに監査役設置会社に戻ってくる会社も見られるところです。

委員会設置会社について、日本と韓国の制度上の違いとして特徴的なところは、日本の委員会設置会社になるためには、監査委員会のほか報酬委員会と指名委員会をセットで導入しなければいけないということです。この三つの委員会には過半数の社外取締役が必要ですし、それぞれ報酬委員会なり指名委員会の権限が大きいので、非常に重いシステムになっています。日本で委員会設置会社が余り選択されない制度的な理由としては、このような重いシステムになっていることが一因かもしれません。

しかしながら、コーポレート・ガバナンスの充実の観点からいたしますと、委員会設置会社のように執行と監督を分離するというのが一つの望ましい方向性であると認識している企業人は、日本でも相当程度おられます。そこで、日本でも、例えば監査委員会のみを設置するという形態も認めてもいいのではないかと、という議論がなされているところです。

第二は、大規模な上場会社につきまして、韓国では強制的に委員会制度を導入したという点です。韓国では、権先生の御報告にありましたように、2000年の改正で、大規模な上場会社は監査役ではなく監査委員会を設置しなければならなくなりました。これは、いわゆるIMF経済危機について、韓国を支援した国際金融機関の要請に従ったものと考えられています。

日本でも、2002年の改正のときに、大会社はすべて委員会設置会社にしてはどうかという議論もありましたけれども、相当数の社外取締役を確保するのは大変だという事情等もありまして、委員会制度への強制的移行というのは見送られました。そうしますと、韓国で委員会設置会社に強制移行するときに、人材確保の点はどうだったのかということは興味の持たれるところです。

関連いたしますと、日本では、現在、社外取締役を1人も選任していない会社が、東証上場会社の約半数以上あるという報告がございます。これに対し、韓国では、自発的に委員会設置会社を選択する会社も増加しているということでした。これには裏事情もあるということでしたけれども、しかし社外性要件の違い、特に会計の専門家を含まなければならないといった、日本と比べてかなり厳しい要件も入っているように思いますので、もし可能でしたら、社外取締役の人材確保について、韓国ではどのような状態になっているのかということをお伺いしたいと思います。

最後に、韓国会社法の最も特徴的な点と思われます、上場会社における最大株主の議決権

制限等についてコメントさせていただきたいと思います。

韓国では、一般論として、監査役の選任について、株主は議決権総数の3%を超える部分の議決権を行使できないというルールがあるということでした。これ自体、大変興味のあるポイントですが、特に上場会社におきましては、監査役又は社外取締役でない監査委員の選任・解任につきまして、この3%ルールの適用とともに、3%の算定につきましては最大株主についてのみ特殊関係人等の持ち株数も合算するとのことでした。そして、第2位以下の大株主につきましては、単純にその人の株式数だけが3%に制限されて、関連法人等の議決権は制限されないとこういうことでした。そうしますと、実質的に監査役の選任等につきましては、第2位の株主の議決権数の方が最大株主より実質的に多くなってしまふ、つまり議決権の逆転が生じ得ることになります。恐らく、韓国では財閥の力が強くて、第1位の株主が取締役を選任し、第2位の株主は監査役を選任できるようにすることが趣旨だと推測いたします。けれども、こういう制度を導入いたしますと、例えば、憲法上の財産権侵害になるのではないか、あるいは会社法の基本理念である株主平等原則と抵触するのではないか、ということが、日本であれば議論されると思いますので、韓国ではこういう問題について議論があるのかどうかも非常に興味のあるところです。もし時間がありましたら、後でお話しただければと思います。

これ以外にも、いろいろと特徴的なお話を頂きましたけれども、韓国の制度は全体的には日本と似ているので比較研究がしやすいといえます。更に詳細に調査をさせていただき、次回シンポジウムでは、より充実した報告をしたいと思います。

それでは権先生、本当にありがとうございました。(拍手)

【司会（松原）】 ありがとうございました。